

公共建築工事費積算基準  
(公表用)

平成24年4月

愛知県建設部

## 目 次

### 第 1 章 建築共通（建設企画課所管）

---

1

#### 第 1 節 工事費の積算（一般）

- 1－1 工事費の構成
- 1－2 工事費の積算に係る適用基準等
- 1－3 労務単価

#### 第 2 節 工事費の積算（共通費）

- 2－1 共通費
- 2－2 共通費率に基づく共通費の算定（公共住宅工事）
- 2－3 共通費率に基づく共通費の算定（公共建築工事）

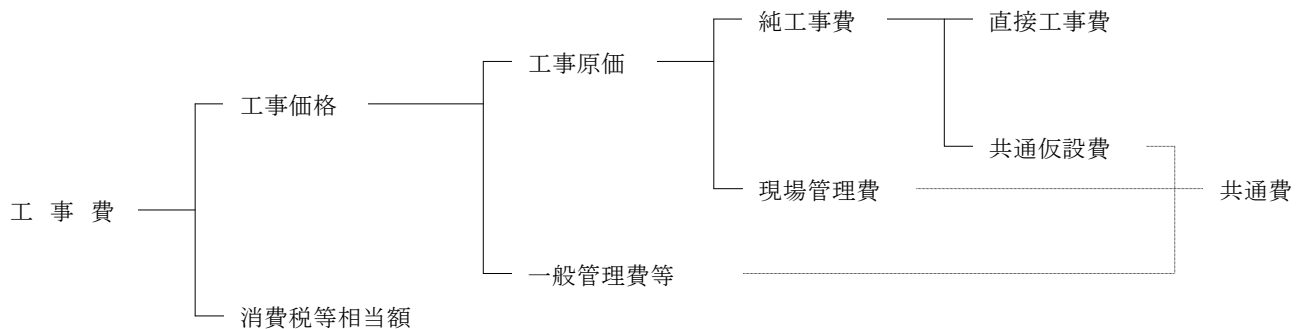
# 第1章 建築共通

本章の所管は、建設企画課とする。

## 第1節 工事費の積算（一般）

### 1-1 工事費の構成

(1) 工事費の構成は、次のとおりとする。



※ 消費税及び地方消費税相当額

1) 消費税及び地方消費税相当額は、工事価格に消費税率を乗じて得た額とする。

2) 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税相当分を含まないものとする。ただし、見積り等において消費税を含んで表示される場合は、当該額に105分の100を乗じて得られた額を、積算に使用する材料等の価格等として扱うものとする。

※ 工事価格は原則として千円単位以上とする。

(2) 工事費は、消費税抜きの価格で積算した工事価格に、5%の消費税及び地方消費税相当額を加算して設定する。

### 1-2 工事費の積算に係る適用基準等

工事費の積算は下記基準等に準拠する。

(1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部

- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築工事共通費積算基準
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準
- ・ 公共建築数量積算基準
- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編、設備工事編)
- ・ 公共建築工事見積標準書式(建築工事編、設備工事編)

(2) 公共住宅建設事業者等連絡協議会

- ・ 公共住宅建築工事積算基準
- ・ 公共住宅電気設備工事積算基準
- ・ 公共住宅機械設備工事積算基準
- ・ 公共住宅屋外設備工事積算基準

(3) その他

- ・ 公共建築工事積算基準の解説(建築工事編)
- ・ 公共建築工事積算基準の解説(設備工事編)
- ・ 公共建築工事積算研究会参考歩掛り
- ・ 営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り
- ・ 物価調査機関発刊の各種刊行物に基づく歩掛り及び単価

1-3 労務単価

工事費の積算に使用する労務単価及び職種の定義・作業内容は、公共事業労務費調査連絡協議会(構成員:農林水産省、国土交通省、都道府県、政令指定都市等)が実施する公共事業労務費調査により決定するもの、及び設計業務委託等技術者単価など国土交通省から参考通知されるものとする。

## 第2節 工事費の積算（共通費）

### 2-1 共通費

#### (1) 共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表2-1、表2-2及び表2-3の内容と付加利益を一式として計上する。

ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

#### (2) 共通費の算定

共通仮設費及び現場管理費は、費用を積み上げにより算定するか、共通費別紙1及び2に示す直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）及び純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）によるものとする。また、共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、以下のとおりとする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれない内容については、必要に応じて別途積上げによる共通仮設費及び現場管理費を加算し、これを一式で表示する。ただし、共通仮設比率及び現場管理比率を算定する場合の直接工事費及び純工事費には、発生材処分費を含まないものとする。

T:工期(か月) 入札公告に示された開札予定日から工期末までの期間の日数とする。月単位の換算は、開札から契約までを考慮して7日を減じたうえ30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。また、設計変更における工期について、工事一時中止があった場合、共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる工期は、その期間を除く。

共通仮設費 = (直接工事費 × 共通仮設費率) + 積上げによる共通仮設費

現場管理費 = (純工事費 × 現場管理費率) + 積上げによる現場管理費

一般管理費等は、共通費別紙1及び2に示す工事原価に対する比率により算定する。契約保証費については、必要に応じて算定された一般管理費等率に0.04%加算する。

一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率

#### (3) 設計変更における共通費

共通仮設費及び現場管理費については、積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

また、設計変更を行う場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等（以下「各共通費」という。）は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の各共通費を求め、当初発注工事の各共通費をそれぞれ控除した額とする。

ただし一般管理費等は、設計変更において契約保証費にかかる補正を行わない。

変更工事の各共通費 =  $(A+B) \times \alpha_{(a+b)} - A \times \alpha_a$

A …… 当初発注工事の金額※

B …… 変更工事の金額※

$\alpha_a$  …… Aの額に対する各共通費率

$\alpha_{(a+b)}$  …… 変更工事の内容を当初発注工事を含めた額に対する各共通費率

※ 「金額」は以下を示す。

- 各共通費が共通仮設費の場合 …… 直接工事費
- 各共通費が現場管理費の場合 …… 純工事費
- 各共通費が一般管理費等の場合 …… 工事原価

表2-1 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舎、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋 外 整 理 清 掃 費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具(測量機器、揚重機械器具、雑機械器具)に要する費用
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表2-2 現場管理費

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用 ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従 業 員 給 料 手 当	現場従業員の給与、諸手当(交通費、住宅手当等)及び賞与
施 工 図 等 作 成 費	施工図等を外注した場合の費用
退 職 金	現場従業員に対する退職金給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費

補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
その他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表2-3 一般管理費

項目	内容
役員報酬	取締役及び監査役に要する報酬
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金(退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。)
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

(4) 各共通費率は、共通費別紙1及び2によるものとし、工事種別ごとの適用については、原則として下記に示す表2-4及び表2-5による。

表2-4 公共住宅工事における共通費率

工事名称(工種)	共通仮設費(住-仮-)							現場管理費(住-現-)							一般管理費等(住-般-)			
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4
(1)建築工事																		
① 建築工事																		
	新営	○						○							○			
	改修	○						○							○			
② 外構工事																		
③ 敷地整備工事																		
(2)設備工事																		
① 電気設備工事																		
	新営		○						○							○		
	改修		○						○							○		
② 給排水工事																		
	新営			○						○							○	
	改修			○						○							○	
③ エレベーター工事(昇降機設備工事)																		
④ 汚水処理施設工事(躯体を除く設備)																		
⑤ テレビ電波障害改善工事																		
(3)その他の工事																		
① 取壊し工事																		
② 植栽植樹工事																		

表2-5 公共建築工事における共通費率

工事名称(工種)	共通仮設費(営-仮-)									現場管理費(営-現-)									一般管理費等(営-般-)			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4
(1)建築工事																						
① 建築工事																						
	新営	○								○									○			
	改修		○								○									○		
② 整備工事																						
③ 環境整備工事																						
④ 汚水処理施設工事(躯体)																						
⑤ アスベスト対策工事																						
(2)設備工事																						
① 管工事																						
	新営				○								○								○	
	改修				○								○								○	
② 空調工事(冷暖房設備工事)																						
	新営			○								○									○	
	改修			○								○									○	
③ 電気設備工事																						
	新営		○								○									○		
	改修		○								○									○		
④ エレベーター工事(昇降機設備工事)																						
⑤ 汚水処理施設工事(躯体を除く設備)																						
⑥ テレビ電波障害改善工事																						
⑦ 公共下水道接続工事																						
(3)その他の工事																						
① 取壊し工事(撤去工事は含まない)																						
② 植栽植樹工事																						
③ 舗装工事(アスファルト)																						
④ 防水改修工事																						
⑤ 建具取替工事																						
⑥ 敷地造成工事																						

(5) 本節に記載のない事項については、原則として公共建築工事積算基準及び公共住宅工事積算基準等に準じ、各工事の施工条件を考慮して個別対応とする。



## 2-2 共通費率に基づく共通費の算定（公共住宅工事）

### (1) 用語の定義

「特殊工事費」とは、一般的な工事内容に共通して存在するとは限らない工事で、請負者の現場での関わりが比較的少なく、共通仮設費及び現場管理費を特に計上する必要がないと考えられる工事費をいい、次を標準とする。

（建築工事）

- ① 鉄骨工事の工場製作費（工場加工組立費、工場溶接費、工場塗装費、運搬費）
- ② 建設発生土、解体発生材等の処分費（運搬費を除く）
- ③ 有料道路の通行料金

（電気設備工事）

- ① 発電機設備工事（機器費、運搬費、据付け費、試運転及び調整費）
- ② 圧送給水装置設備工事（同上）
- ③ 中央監視制御設備工事（同上）
- ④ 特別高圧受変電設備工事（同上）
- ⑤ 電話交換機設備工事（同上）
- ⑥ 駐車場管制設備工事（ゲートを含む）（同上）
- ⑦ 宅配ボックス設備工事（同上）
- ⑧ テレビ電波受信障害防除設備工事における電柱共架料、道路占有料及び補償料（架上げ費用）

（機械設備工事）

- ① 空気調和機器設備工事費（機器費、運搬費、搬入・据付け費、試運転調整費等を含む）
- ② 機械式駐車装置設備工事費（同上）
- ③ 現場組立てによる受水槽及び高置水槽設備工事費（同上）
- ④ 機械式ごみ貯留装置設備工事費（同上）

「その他工事（公住）」は次を標準とする。

（建築工事）

- ・ 造園工事（種目で造園工事として扱われる項目全て。）
- ・ 取り壊し工事（アスベスト含有建材処理工事を除く。）

### (2) 共通仮設費

（ア）当該共通仮設費率に含まれる内容は、表2-6及び表2-7とする。

表2-6 建築工事及び屋外整備工事の共通仮設費率に含む内容

項目	内容
準備費	敷地整理、その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍※、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
その他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

※ 屋外整備工事のみ

表2-7 電気設備工事及び機械設備工事の共通仮設費率を含む内容

項目	内容
準備費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。ただし、本受電後の基本料金を除く。
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

(イ) 特殊工事費を含む工事費の共通仮設費は、次式により算定する。

$$\text{特殊工事費を含む工事費の共通仮設費} = A \times \alpha$$

A・・・特殊工事費を含まない直接工事費

$\alpha$ ・・・Aの額及び工期に対する共通仮設費率

(ウ) 鉄屑等のスクラップ費を含む場合

この場合の共通仮設費の算定は、比率により算定する部分については、鉄屑等のスクラップ費を控除しない直接工事費に対する共通仮設費率により共通仮設費を算定し、積み上げによる共通仮設費を加算する。

(エ) 総合発注(一括発注)工事の共通仮設費

建築工事と、電気設備工事(屋外含む)、機械設備工事(屋外含む)及び屋外整備工事の2以上の工事を総合して発注する場合の共通仮設費は、次式により算定する。

なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独発注工事扱いとすることができる。

$$\text{総合発注工事の共通仮設費} = A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + A_4 \times \alpha_4$$

A<sub>1</sub>・・・建築工事の特殊工事費を含まない直接工事費

A<sub>2</sub>・・・電気設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費

A<sub>3</sub>・・・機械設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費

A<sub>4</sub>・・・屋外整備工事の特殊工事費を含まない直接工事費

$\alpha_1$ ・・・総直接工事費の額及び工期に対する建築工事の共通仮設費率

$\alpha_2$ ・・・総直接工事費の額及び工期に対する電気設備工事の共通仮設費率

$\alpha_3$ ・・・総直接工事費の額及び工期に対する機械設備工事の共通仮設費率

$\alpha_4$ ・・・総直接工事費の額及び工期に対する屋外整備工事の共通仮設費率

(総直接工事費とは各工事の特殊工事費を含まない直接工事費の合計)

※ 受水槽と同一構造のポンプ室は建築工事と見なさない。

(オ) 取壊し工事を単独で発注する場合の共通仮設費

取壊し工事を単独で発注する場合の共通仮設費は、次式により算定する。

$$\text{取壊し工事の共通仮設費} = A \times 0.01$$

A …… 特殊工事費を含まない直接工事費

(3) 現場管理費

(ア) 特殊工事費を含む工事費の現場管理費は、次式により算定する。

特殊工事費を含む工事費の現場管理費 =  $A \times \alpha$

A …… 特殊工事費を含まない純工事費

$\alpha$  …… Aの額及び工期に対する現場管理費率

(イ) 鉄屑等のスクラップ費を含む場合

この場合の現場管理費の算定は、比率により算定する部分については、鉄屑等のスクラップ費を控除しない純工事費に対する現場管理費率により現場管理費を算定し、積み上げによる現場管理費を加算する。

(ウ) 総合発注(一括発注)工事の現場管理費

建築工事と電気設備工事(屋外含む)、機械設備工事(屋外含む)及び屋外整備工事の2以上の工事を総合して発注する場合の現場管理費は、次式により算定する。

なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独発注工事扱いとすることができる。

総合発注工事の現場管理費 =  $A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + A_4 \times \alpha_4$

A<sub>1</sub> …… 建築工事の特殊工事費を含まない純工事費

A<sub>2</sub> …… 電気設備工事の特殊工事費を含まない純工事費

A<sub>3</sub> …… 機械設備工事の特殊工事費を含まない純工事費

A<sub>4</sub> …… 屋外整備工事の特殊工事費を含まない純工事費

$\alpha_1$  …… 総純工事費の額及び工期に対する建築工事の現場管理費率

$\alpha_2$  …… 総純工事費の額及び工期に対する電気設備工事の現場管理費率

$\alpha_3$  …… 総純工事費の額及び工期に対する機械設備工事の現場管理費率

$\alpha_4$  …… 総純工事費の額及び工期に対する屋外整備工事の現場管理費率

(総純工事費とは各工事の特殊工事費を含まない純工事費の合計)

(エ) 取壊し工事を単独で発注する場合の現場管理費

取壊し工事を単独で発注する場合の現場管理費は、次式により算定する。

取壊し工事の現場管理費 =  $A \times 0.02$

A …… 特殊工事費を含まない純工事費

(4) 一般管理費等

(ア) 特殊工事費を含む工事費の一般管理費等は、次式により算定する。

特殊工事費を含む工事費の一般管理費等 =  $(A+B) \times \alpha$

A …… 特殊工事費を含まない工事原価

B …… 特殊工事費

$\alpha$  …… (A+B)の額に対する一般管理費等率

(イ) 鉄屑等のスクラップ費を含む場合

この場合の一般管理費等の算定は、鉄屑等のスクラップ費を控除しない工事原価に対する一般管理費等率により一般管理費等を算定する。

(ウ) 総合発注(一括発注)工事の一般管理費等

建築工事と電気設備工事(屋外含む)、機械設備工事(屋外含む)及び屋外整備工事の2以上の工事を総合して発注する場合の一般管理費等は、次式により算定する。

なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独発注工事扱いとすることができる。

$$\text{総合発注工事の一般管理費等} = A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + A_4 \times \alpha_4$$

A<sub>1</sub> …… 建築工事の工事原価

A<sub>2</sub> …… 電気設備工事の工事原価

A<sub>3</sub> …… 機械設備工事の工事原価

A<sub>4</sub> …… 屋外整備工事の工事原価

α<sub>1</sub> …… 総工事原価の額に対する建築工事の一般管理費等率

α …… 総工事原価の額に対する電気設備工事の一般管理費等率

α<sub>3</sub> …… 総工事原価の額に対する機械設備工事の一般管理費等率

α<sub>4</sub> …… 総工事原価の額に対する屋外整備工事の一般管理費等率

(総工事原価とは各工事の工事原価の合計)

(エ) 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)における資力確保措置のための費用として、別途一般管理費等を算定する。

## 2-3 共通費率に基づく共通費の算定（公共建築工事）

### (1) 用語の定義

「その他工事（公建）」は次を標準とする。

- ① 特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
- ② 造園工事（種目で造園工事として扱われる項目全て。）
- ③ 舗装工事（種目で舗装工事として取り扱われる項目全て。ただし、土工、縁石、側溝、排水ます、排水管は一般工事とする。）
- ④ 取り壊し工事（アスベスト含有建材処理工事を除く。）
- ⑤ 防水改修工事（専門工事業者等による場合）
- ⑥ 建具取替工事（専門工事業者等による場合）
- ⑦ 電波障害防除設備工事
- ⑧ さく井設備工事
- ⑨ 特殊空調設備（恒温恒湿、クリーンルーム等）
- ⑩ 雨水・排水再利用設備
- ⑪ 厨房排水除外設備
- ⑫ 循環ろ過設備（浴槽、プール等）
- ⑬ 廃水処理設備
- ⑭ ゴミ処理施設
- ⑮ 輸送設備
- ⑯ 機械式駐車設備
- ⑰ 特殊ガス設備
- ⑱ 実験機器（実験台、実験流し、ドラフトチャンバー、スクラバー等）
- ⑲ 医療器具設備

### (2) 共通仮設費

(ア) 当該共通仮設費率に含まれる内容は、表2-8及び表2-9とする。

表2-8 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項目	内容
準備費	敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表2-9 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準備費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

(イ) 監理事務所を設けない場合の補正

建築工事において監理事務所を設けない場合は、新営工事及び改修工事(アスベスト対策工事を含み、取壊し単独発注工事を除く)とともに、共通仮設費率に0.9を乗じる。ただし、改修工事等で既存施設を監理事務所等に利用する場合は、現状復旧等に関する費用を考慮し補正を行わない。

(ウ) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事の補正

建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、以下の補正を行う。

なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを鉄骨以外の一般工事の純工事費に加えた上で、鉄骨工事の純工事費、鉄骨以外の一般工事の純工事費として区分する。

$$\text{共通仮設費} = \{P(A) \times (Kr(AB) \times 0.9)\} + \{P(B) \times Kr(AB)\}$$

P(A) …… 主体構造物に係わる鉄骨工事の直接工事費

P(B) …… 鉄骨以外の一般工事の直接工事費

Kr(AB) …… (P(A) + P(B)) 及び工期に対応する共通仮設費率

補正対象は以下とおりとす。

- S造及びSRC造(新築)、鉄骨による耐震改修工事等  
鋼材費、工場加工費、鉄骨運搬費、工場塗装、建て方費(揚重機械器具費を除く)、フラットデッキ(S造に限る)、鉄塔、その他鉄骨工事に付帯するもの等
- RC造(新築)  
体育館、倉庫、格納庫等における屋根部の鉄骨工事費  
(鉄骨階段、鉄骨庇、設備機器架台等を除く)

(エ) 共通仮設費の算定対象外工事

建築工事の発注において、以下に示す費用を含めて発注する場合、これらの費用と一般工事の直接工事費との合計額及び工期に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定し、これらの費用については、共通仮設費を算定しない。

- ・ 一般工事に仮庁舎等をリースで発注する場合のリース料
- ・ 湧水等の処分費用
- ・ 建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費等

$$\text{共通仮設費} = P(A) \times Kr(AB)$$

P(A) …… 上記工事を除く直接工事費

P(B) …… 上記工事の直接工事費

Kr(AB) …… (P(A) + P(B)) 及び工期に対応する共通仮設費率

(オ) 鉄屑等のスクラップ費を含む場合

この場合の共通仮設費の算定は、比率により算定する部分については、鉄屑等のスクラップ費を控除しない直接工事費及び工期に対する共通仮設費率により共通仮設費を算定し、積み上げによる共通仮設費を加算する。

(カ) その他工事(公建)を一括して発注する場合

建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、通常の建物本体工事(以下「一般工事」という。)にその他工事(公建)を含ませて発注する場合、一般工事とその他工事(公建)の直接工事費の合計額及び工期に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定し、その他工事(公建)ごとの直接工事費に対応する共通仮設費率によりその他工事(公建)の共通仮設費を算定する。

なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを一般工事の純工事費に加えた上で、一般工事の純工事費、その他工事(公建)の純工事費として区分する。

$$\text{共通仮設費} = (P(A) \times Kr(AB)) + (P(B) \times 0.01) + \text{積み上げによる共通仮設費}$$

P(A) …… 一般工事の直接工事費

P(B) …… その他工事の直接工事費

Kr(AB) …… (P(A) + P(B)) 及び工期に対応する共通仮設費率

(キ) 取壊し工事を単独で発注する場合

この場合の共通仮設費の算定は、次式により算定する。

$$\text{共通仮設費} = (P(A) \times 0.01) + \text{積み上げによる共通仮設費}$$

P(A) …… 取壊し工事の直接工事費

(ク) 労務比率の著しく少ない設備工事

電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、当該工事の直接工事費及び工期に該当する共通仮設費率に0.9を乗じて共通仮設費を算定する。

(ケ) 新営工事と改修工事の総合発注(一括発注)の場合

新営工事と改修工事を一括して発注する場合の共通仮設費の算定は、比率により算定する部分については、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額及び各工事の工期に対するそれぞれの共通仮設費率により、新営工事及び改修工事それぞれの共通仮設費を算定し、積み上げによる共通仮設費を加算する。

なお、積み上げにより共通仮設費がある場合には、これを主たる工事の純工事費に加えた上で、新営工事の純工事費、改修工事の純工事費として区分するものとする。

(コ) 建築工事と設備工事の総合発注(一括発注)の場合

建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかを一括して発注する場合、比率により算定する部分は工事ごとの直接工事費及び工期に対応する各工事の共通仮設費率により算

定する。

なお、各工事ごとに積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを各工事ごとの比率による純工事費に加えた上で、各工事ごとの純工事費として区分するものとする。

共通仮設費 =  $\Sigma (P(A_n) \times Kr(A_n)) +$  積み上げによる共通仮設費

$P(A_n)$  …… 各工事の直接工事費

$Kr(A_n)$  ……  $P(A_n)$  及び工期に対応する共通仮設費率

(サ) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合

この場合の共通仮設費の算定は、比率により算定する部分については、それぞれの敷地の工事ごとに、直接工事費及び工期に対する共通仮設費率により共通仮設費を算定し、積み上げによる共通仮設費を加算する。

なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これをそれぞれの敷地の工事ごとの純工事費に加えた上で、それぞれの純工事費として区分するものとする。

(3) 現場管理費

(ア) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事の補正

建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、以下の補正を行う。

なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを鉄骨以外の一般工事の工事原価に加えた上で、鉄骨工事の工事原価、鉄骨以外の一般工事の工事原価として区分する。

現場管理費 =  $\{Np(A) \times (Jo(AB) \times 1.0)\} + \{Np(B) \times Jo(AB)\}$

$Np(A)$  …… 主体構造物に係わる鉄骨工事の純工事費

$Np(B)$  …… 鉄骨以外の一般工事の純工事費

$Jo(AB)$  ……  $(Np(A) + Np(B))$  及び工期に対応する現場管理費率

補正対象は以下とおりとす。

○ S造及びSRC造(新築)、鉄骨による耐震改修工事

鋼材費、工場加工費、鉄骨運搬費、工場塗装、建て方費(揚重機械器具費を除く)、フラットデッキ(S造に限る)、鉄塔、その他鉄骨工事に付帯するもの等

○ RC造(新築)

体育館、倉庫、格納庫等における屋根部の鉄骨工事費

(鉄骨階段、鉄骨庇、設備機器架台等を除く)

(イ) 現場管理費の算定対象外工事

建築工事の発注において、以下に示す費用を含めて発注する場合、これらの費用と一般工事の純工事費との合計額及び工期に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定し、これらの費用については、現場管理費を算定しない。

- ・ 一般工事に仮庁舎等をリースで発注する場合のリース料
- ・ 湧水等の処分費用
- ・ 建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費等

現場管理費 =  $Np(A) \times Jo(AB)$

$Np(A)$  …… 上記工事を除く純工事費



Np(B) …… 上記工事の純工事費  
Jo(AB) …… (Np(A) + Np(B)) 及び工期に対応する現場管理費率

(ウ) 鉄屑等のスクラップ費を含む場合

この場合の現場管理費の算定は、比率により算定する部分については、鉄屑等のスクラップ費を控除しない純工事費及び工期に対する現場管理費率により現場管理費を算定し、積み上げによる現場管理費を加算する。

(エ) その他工事(公建)を一括して発注する場合

建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事にその他工事(公建)を含ませて発注する場合、一般工事とその他工事(公建)の純工事費の合計額及び工期に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定し、その他工事(公建)ごとの純工事費に対応する現場管理費率によりその他工事(公建)の現場管理費を算定する。

なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを一般工事の工事原価に加えた上で、一般工事の工事原価、その他工事(公建)の工事原価として区分する。

現場管理費 = (Np(A) × Jo(AB)) + (Np(B) × 0.02) + 積み上げによる現場管理費  
Np(A) …… 一般工事の純工事費  
Np(B) …… その他工事の純工事費  
Jo(AB) …… (Np(A) + Np(B)) 及び工期に対応する現場管理費率

(オ) 取壊し工事を単独で発注する場合

この場合の現場管理費の算定は、次式により算定する。

現場管理費 = (Np(A) × 0.02) + 積み上げによる現場管理費  
Np(A) …… 取壊し工事の純工事費

(カ) 労務比率の著しく少ない設備工事

電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、当該工事の純工事費に対応する現場管理費率に0.8を乗じて現場管理費を算定する。

(キ) 新営工事と改修工事の総合発注(一括発注)の場合

新営工事と改修工事を一括して発注する場合の現場管理費の算定は、比率により算定する部分については、新営工事と改修工事の純工事費の合計額及び各工事の工期に対するそれぞれの現場管理費率により、新営工事及び改修工事それぞれの現場管理費を算定し、積み上げによる現場管理費を加算する。

なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを主たる工事の工事原価に加えた上で、新営工事の工事原価、改修工事の工事原価として区分するものとする。

(ク) 総合発注(一括発注)の場合

建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかを一括して発注する場合、比率により算定する部分は工事ごとの純工事費及び各工事の工期に対応する各工事の現場管理費率により算定する。

なお、各工事ごとに積み上げによる現場管理費がある場合は、これを各工事ごとの比率による工事原価に加えた上で、各工事ごとの工事原価として区分するものとする。

$$\text{現場管理費} = \Sigma (N_p(A_n) \times J_o(A_n)) + \text{積上げによる現場監理費}$$

$N_p(A_n)$  …… 各工事の純工事費  
 $J_o(A_n)$  ……  $N_p(A_n)$  及び工期に対応する現場管理費率

(ケ) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合

この場合の現場管理費の算定は、比率により算定する部分については、それぞれの敷地の工事ごとに、純工事費及び工期に対する現場管理費率により現場管理費を算定し、積み上げによる現場管理費を加算する。

なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これをそれぞれの敷地の工事ごとの工事原価に加えた上で、それぞれの工事原価として区分するものとする。

(4) 一般管理費等

(ア) 労務比率の著しく少ない設備工事

電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。

(イ) 総合発注(一括発注)工事の一般管理費等

この場合の一般管理費等の算定は、元請けとなる工事の一般管理費等率による。

(ウ) 鉄屑等のスクラップ費を含む場合

この場合の一般管理費等の算定は、鉄屑等のスクラップ費を控除しない工事原価に対する一般管理費等率により一般管理費等を算定する。

公共住宅工事（建築担当局公営住宅課発注工事）における共通費率

共通仮設費率	
住一仮一1	<p>共通仮設費率(建築工事)</p> <p>直接工事費 1,000万円以下 <math>4.34 \leq Kr \leq 6.27</math></p> <p>1,000万円を超える <math>8.525 \times P^{-0.073279} \leq Kr \leq 12.311 \times P^{-0.073279}</math></p> <p><math>Kr = 16.331 \times P^{-0.200} \times T^{0.421}</math></p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)</p> <p>P:直接工事費(千円)とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う</p> <p>T:工期(か月)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一2	<p>共通仮設費率(電気設備工事)</p> <p>直接工事費 500万円以下 <math>5.47 \leq Kr \leq 7.81</math></p> <p>500万円を超える <math>25.813 \times P^{-0.182150} \leq Kr \leq 36.846 \times P^{-0.182150}</math></p> <p><math>Kr = 96.161 \times P^{-0.463} \times T^{0.685}</math></p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)</p> <p>P:直接工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う</p> <p>T:工期(か月)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一3	<p>共通仮設費率(機械設備工事)</p> <p>直接工事費 500万円以下 <math>5.99 \leq Kr \leq 6.71</math></p> <p>500万円を超える <math>16.211 \times P^{-0.116960} \leq Kr \leq 18.161 \times P^{-0.116960}</math></p> <p><math>Kr = 19.364 \times P^{-0.170} \times T^{0.170}</math></p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)</p> <p>P:直接工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う</p> <p>T:工期(か月)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一4	<p>共通仮設費率(エレベーター設備工事)</p> <p>直接工事費 1,000万円以下 <math>Kr = 3.08</math></p> <p>1,000万円を超え、5億円以下 <math>Kr = 7.89 \times P^{-0.1021}</math></p> <p>5億円を超える <math>Kr = 2.07</math></p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一5	<p>共通仮設費率(屋外整備工事)</p> <p>直接工事費 300万円以下 <math>Kr = 6.75</math></p> <p>300万円を超え、10億円以下 <math>Kr = 11.01 \times P^{-0.0612}</math></p> <p>10億円を超える <math>Kr = 4.73</math></p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一6	<p>共通仮設費率(テレビ電波障害防除工事)</p> <p>直接工事費 300万円以下 <math>Kr = 5.20</math></p> <p>300万円を超え、5億円以下 <math>Kr = 26.39 \times P^{-0.2028}</math></p> <p>5億円を超える <math>Kr = 1.84</math></p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一7	<p>共通仮設費率(その他工事(公住))</p> <p><math>Kr = 1.00</math></p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)</p>

現場管理費率	
住一現一1	<p>現場管理費率(建築工事)</p> <p>純工事費 1,000万円以下 <math>8.52 \leq J_o \leq 12.52</math></p> <p>1,000万円を超える <math>13.061 \times N_p^{-0.046328} \leq J_o \leq 19.188 \times N_p^{-0.046328}</math></p> <p><math>J_o = 26.363 \times N_p^{-0.181} \times T^{0.443}</math></p> <p>ただし、<math>J_o</math>:純工事費に対する現場管理費率(%)</p> <p><math>N_p</math>:純工事費(千円)とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う</p> <p><math>T</math>:工期(か月)</p> <p><math>J_o</math>の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一現一2	<p>現場管理費率(電気設備工事)</p> <p>純工事費 500万円以下 <math>32.46 \leq J_o \leq 47.69</math></p> <p>500万円を超える <math>429.258 \times N_p^{-0.303165} \leq J_o \leq 630.640 \times N_p^{-0.303165}</math></p> <p><math>J_o = 1896.706 \times N_p^{-0.614} \times T^{0.749}</math></p> <p>ただし、<math>J_o</math>:純工事費に対する現場管理費率(%)</p> <p><math>N_p</math>:純工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う</p> <p><math>T</math>:工期(か月)</p> <p><math>J_o</math>の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一現一3	<p>現場管理費率(機械設備工事)</p> <p>純工事費 500万円以下 <math>24.55 \leq J_o \leq 37.17</math></p> <p>500万円を超える <math>139.163 \times N_p^{-0.203692} \leq J_o \leq 210.711 \times N_p^{-0.203692}</math></p> <p><math>J_o = 273.527 \times N_p^{-0.399} \times T^{0.622}</math></p> <p>ただし、<math>J_o</math>:純工事費に対する現場管理費率(%)</p> <p><math>N_p</math>:純工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う</p> <p><math>T</math>:工期(か月)</p> <p><math>J_o</math>の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一現一4	<p>現場管理費率(エレベーター設備工事)</p> <p>純工事費 1,000万円以下 <math>J_o = 3.98</math></p> <p>1,000万円を超え、5億円以下 <math>J_o = 15.10 \times N_p^{-0.1449}</math></p> <p>5億円を超える <math>J_o = 2.26</math></p> <p>ただし、<math>J_o</math>:純工事費に対する現場管理費率(%)、<math>N_p</math>:純工事費(千円)</p> <p><math>J_o</math>の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一現一5	<p>現場管理費率(屋外整備工事)</p> <p>純工事費 300万円以下 <math>J_o = 17.20</math></p> <p>300万円を超え、10億円以下 <math>J_o = 42.53 \times N_p^{-0.1131}</math></p> <p>10億円を超える <math>J_o = 8.91</math></p> <p>ただし、<math>J_o</math>:純工事費に対する現場管理費率(%)、<math>N_p</math>:純工事費(千円)</p> <p><math>J_o</math>の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一現一6	<p>現場管理費率(テレビ電波障害防除工事)</p> <p>純工事費 300万円以下 <math>J_o = 14.36</math></p> <p>300万円を超え、5億円以下 <math>J_o = 15.51 \times N_p^{-0.0096}</math></p> <p>5億円を超える <math>J_o = 13.67</math></p> <p>ただし、<math>J_o</math>:純工事費に対する現場管理費率(%)、<math>N_p</math>:純工事費(千円)</p> <p><math>J_o</math>の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一現一7	<p>現場管理費率(その他工事(公住))</p> <p><math>J_o = 2.00</math></p> <p>ただし、<math>J_o</math>:純工事費に対する現場管理費率(%)</p>

一般管理費等率	
住一般-1	<p>一般管理費等率(建築工事、その他工事(公住))</p> <p>工事原価 500万円以下 <math>G_p = 11.26</math></p> <p>500万円を超え、30億円以下 <math>G_p = 15.065 - 1.028 \times \log(C_p)</math></p> <p>30億円を超える <math>G_p = 8.41</math></p> <p>ただし、<math>G_p</math>:工事原価に対する一般管理費等率(%)、<math>C_p</math>:工事原価(千円)  <math>G_p</math>の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一般-2	<p>一般管理費等率(電気設備工事、テレビ電波障害防除工事)</p> <p>工事原価 300万円以下 <math>G_p = 11.80</math></p> <p>300万円を超え、20億円以下 <math>G_p = 17.286 - 1.577 \times \log(C_p)</math></p> <p>20億円を超える <math>G_p = 7.35</math></p> <p>ただし、<math>G_p</math>:工事原価に対する一般管理費等率(%)、<math>C_p</math>:工事原価(千円)  <math>G_p</math>の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一般-3	<p>一般管理費等率(機械設備工事、エレベーター設備工事)</p> <p>工事原価 300万円以下 <math>G_p = 11.20</math></p> <p>300万円を超え、20億円以下 <math>G_p = 15.741 - 1.305 \times \log(C_p)</math></p> <p>20億円を超える <math>G_p = 7.52</math></p> <p>ただし、<math>G_p</math>:工事原価に対する一般管理費等率(%)、<math>C_p</math>:工事原価(千円)  <math>G_p</math>の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一般-4	<p>一般管理費等率(屋外整備工事)</p> <p>工事原価 500万円以下 <math>G_p = 14.38</math></p> <p>500万円を超え、30億円以下 <math>G_p = 31.63531 - 2.57651 \times \log(C_p)</math></p> <p>30億円を超える <math>G_p = 7.22</math></p> <p>ただし、<math>G_p</math>:工事原価に対する一般管理費等率(%)、<math>C_p</math>:工事原価(円)  <math>G_p</math>の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。            ※ 屋外整備工事のみ、<math>C_p</math>(工事原価)の単位が(円)であることに注意。</p>

公共建築工事（建築担当局公共建築課発注工事）における共通費率

共通仮設費率	
営一仮一1	<p>共通仮設費率(新営建築工事)</p> <p>直接工事費 1,000万円以下 <math>3.25 \leq Kr \leq 4.33</math>                      1,000万円を超える <math>4.34 \times P^{-0.0313} \leq Kr \leq 5.78 \times P^{-0.0313}</math></p> <p><math>Kr = 7.56 \times P^{-0.1105} \times T^{0.2389}</math></p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)                      P:直接工事費(千円)とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う                      T:工期(か月)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一仮一2	<p>共通仮設費率(改修建築工事)</p> <p>直接工事費 500万円以下 <math>3.59 \leq Kr \leq 6.07</math>                      500万円を超える <math>6.94 \times P^{-0.0774} \leq Kr \leq 11.74 \times P^{-0.0774}</math></p> <p><math>Kr = 18.03 \times P^{-0.2027} \times T^{0.4017}</math></p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)                      P:直接工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う                      T:工期(か月)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一仮一3	<p>共通仮設費率(新営電気設備工事)</p> <p>直接工事費 500万円以下 <math>3.90 \leq Kr \leq 7.19</math>                      500万円を超える <math>9.08 \times P^{-0.0992} \leq Kr \leq 16.73 \times P^{-0.0992}</math></p> <p><math>Kr = 22.89 \times P^{-0.2462} \times T^{0.4100}</math></p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)                      P:直接工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う                      T:工期(か月)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一仮一4	<p>共通仮設費率(改修電気設備工事)</p> <p>直接工事費 300万円以下 <math>1.91 \leq Kr \leq 5.21</math>                      300万円を超える <math>3.10 \times P^{-0.0608} \leq Kr \leq 8.47 \times P^{-0.0608}</math></p> <p><math>Kr = 10.15 \times P^{-0.2462} \times T^{0.6929}</math></p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)                      P:直接工事費(千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う                      T:工期(か月)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一仮一5	<p>共通仮設費率(新営機械設備工事)</p> <p>直接工事費 500万円以下 <math>4.86 \leq Kr \leq 5.51</math>                      500万円を超える <math>10.94 \times P^{-0.0952} \leq Kr \leq 12.40 \times P^{-0.0952}</math></p> <p><math>Kr = 12.15 \times P^{-0.1186} \times T^{0.0882}</math></p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)                      P:直接工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う                      T:工期(か月)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一仮一6	<p>共通仮設費率(改修機械設備工事)</p> <p>直接工事費 300万円以下 <math>1.73 \leq Kr \leq 4.96</math>                      300万円を超える <math>2.44 \times P^{-0.0433} \leq Kr \leq 7.02 \times P^{-0.0433}</math></p> <p><math>Kr = 12.21 \times P^{-0.2596} \times T^{0.6874}</math></p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)                      P:直接工事費(千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う                      T:工期(か月)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一仮一7	<p>共通仮設費率(昇降機設備工事)</p> <p>直接工事費 1000万円以下 <math>Kr = 3.08</math>                      1000万円を超え、5億円以下 <math>Kr = 7.89 \times P^{-0.1021}</math>                      5億円を超える <math>Kr = 2.07</math></p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>

営一仮一8	共通仮設費率(その他工事(公建))	$Kr = 1.00$
	ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)	
営一仮一9	共通仮設費率(敷地造成工事)	
	直接工事費 300万円以下	$Kr = 6.75$
	300万円を超え、10億円以下	$Kr = 11.01 \times P^{-0.0612}$
	10億円を超える	$Kr = 4.73$
	ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円)	
	Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。	
現場管理費率		
営一現一1	現場管理費率(新営建築工事)	
	純工事費 1,000万円以下	$10.01 \leq Jo \leq 20.13$
	1,000万円を超える	$37.76 \times Np^{-0.1442} \leq Jo \leq 75.97 \times Np^{-0.1442}$
	$Jo = 151.08 \times Np^{-0.3396} \times T^{0.5860}$	
	ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)	
	Np:純工事費(千円)とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う	
	T:工期(か月)	
	Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。	
営一現一2	現場管理費率(改修建築工事)	
	純工事費 500万円以下	$12.70 \leq Jo \leq 26.86$
	500万円を超える	$87.29 \times Np^{-0.2263} \leq Jo \leq 184.58 \times Np^{-0.2263}$
	$Jo = 356.20 \times Np^{-0.4085} \times T^{0.5766}$	
	ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)	
	Np:純工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う	
	T:工期(か月)	
	Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。	
営一現一3	現場管理費率(新営電気設備工事)	
	純工事費 500万円以下	$22.91 \leq Jo \leq 38.60$
	500万円を超える	$156.07 \times Np^{-0.2253} \leq Jo \leq 263.03 \times Np^{-0.2253}$
	$Jo = 351.48 \times Np^{-0.3528} \times T^{0.3524}$	
	ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)	
	Np:純工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う	
	T:工期(か月)	
	Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。	
営一現一4	現場管理費率(改修電気設備工事)	
	純工事費 300万円以下	$17.67 \leq Jo \leq 50.37$
	300万円を超える	$186.18 \times Np^{-0.2941} \leq Jo \leq 530.68 \times Np^{-0.2941}$
	$Jo = 658.42 \times Np^{-0.4896} \times T^{0.7247}$	
	ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)	
	Np:純工事費(千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う	
	T:工期(か月)	
	Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。	
営一現一5	現場管理費率(新営機械設備工事)	
	純工事費 500万円以下	$17.14 \leq Jo \leq 31.23$
	500万円を超える	$90.67 \times Np^{-0.1956} \leq Jo \leq 165.22 \times Np^{-0.1956}$
	$Jo = 152.72 \times Np^{-0.3085} \times T^{0.4222}$	
	ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)	
	Np:純工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う	
	T:工期(か月)	
	Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。	
営一現一6	現場管理費率(改修機械設備工事)	
	純工事費 300万円以下	$15.25 \leq Jo \leq 42.07$
	300万円を超える	$169.65 \times Np^{-0.3009} \leq Jo \leq 467.95 \times Np^{-0.3009}$
	$Jo = 825.85 \times Np^{-0.5122} \times T^{0.6648}$	
	ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)	
	Np:純工事費(千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う	
	T:工期(か月)	
	Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。	

営一現一7	現場管理費率(昇降機設備工事) 純工事費 1000万円以下 $J_o = 3.98$ 1000万円を超え、5億円以下 $J_o = 15.10 \times N_p^{-0.1449}$ 5億円を超える $J_o = 2.26$ ただし、 $J_o$ :純工事費に対する現場管理費率(%)、 $N_p$ :純工事費(千円) $J_o$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
営一現一8	現場管理費率(その他工事(公建)) $J_o = 2.00$ ただし、 $J_o$ :純工事費に対する現場管理費率(%)
営一現一9	現場管理費率(敷地造成工事) 純工事費 300万円以下 $J_o = 17.20$ 300万円を超え、10億円以下 $J_o = 42.53 \times N_p^{-0.1131}$ 10億円を超える $J_o = 8.91$ ただし、 $J_o$ :純工事費に対する現場管理費率(%)、 $N_p$ :純工事費(千円) $J_o$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
一般管理費等率	
営一般一1	一般管理費等率(建築工事、その他工事(公建)) 工事原価 500万円以下 $G_p = 11.26$ 500万円を超え、30億円以下 $G_p = 15.065 - 1.028 \times \log(C_p)$ 30億円を超える $G_p = 8.41$ ただし、 $G_p$ :工事原価に対する一般管理費等率(%)、 $C_p$ :工事原価(千円) $G_p$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
営一般一2	一般管理費等率(電気設備工事) 工事原価 300万円以下 $G_p = 11.80$ 300万円を超え、20億円以下 $G_p = 17.286 - 1.577 \times \log(C_p)$ 20億円を超える $G_p = 7.35$ ただし、 $G_p$ :工事原価に対する一般管理費等率(%)、 $C_p$ :工事原価(千円) $G_p$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
営一般一3	一般管理費等率(機械設備工事、昇降機設備工事) 工事原価 300万円以下 $G_p = 11.20$ 300万円を超え、20億円以下 $G_p = 15.741 - 1.305 \times \log(C_p)$ 20億円を超える $G_p = 7.52$ ただし、 $G_p$ :工事原価に対する一般管理費等率(%)、 $C_p$ :工事原価(千円) $G_p$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
営一般一4	一般管理費等率(敷地造成工事) 工事原価 500万円以下 $G_p = 14.38$ 500万円を超え、30億円以下 $G_p = 31.63531 - 2.57651 \times \log(C_p)$ 30億円を超える $G_p = 7.22$ ただし、 $G_p$ :工事原価に対する一般管理費等率(%)、 $C_p$ :工事原価(円) $G_p$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 ※ 敷地造成工事のみ、 $C_p$ (工事原価)の単位が(円)であることに注意。